

山口ひろゆき 活動レポート

長生村議会議員

キラリ輝く 長生村を!

こどもたちに輝く未来を!



HP &
E-MAIL

事務所 〒299-4332
千葉県長生郡長生村金田2,373
電話(FAX) 0475-32-1590
ホームページ <http://www15.plala.or.jp/hiroyuki/>
E-mail y-hiroyuki@zpost.plala.or.jp

発行 山口ひろゆき後援会
責任者 会長 芝崎周一
印刷 株式会社 豊文堂

損害賠償請求事件に決着 (長生中学校新校舎屋根損壊事故)

7月31日、第4回長生中学校新校舎屋根損壊事故調査特別委員会が開催されました。

先の6月会議で委員会付託した議案第38号「損害賠償請求事件に関する調停案の受託」について調査を依頼していた弁護士の見解書(参考1)が提出されました。

委員会で精査し協議した結果、調停案の受託はやむなしと判断しました。

委員会終了後、議会定例会7月会議において「議案第38号」の裁決をとり、全会一致で採択となりました。

損壊した屋根は修復されているとはいえ、状態に一抹の不安が残る状況は今後の検討課題となりました。

また、この事件を教訓とし、責任と危機管理意識をもって事業執行にあたる村の今後の姿勢が問われる事件となりました。

意見書(参考1)

1 瑕疵担保責任について

調停案は「モルタル不施工が段鼻の不陸に繋がった可能性を否定できない」としつつ、「段鼻の不陸にも拘らず強度に問題が出るほどの緩みは存在しない」「少なくとも現在の屋根の強度には問題がない」ことから、少なくとも現状の屋根に瑕疵があるとはいえないとして、この点に関する原告の主張は認められないとの判断を示しています。

また、裁判所は、専門家を調停委員に加えて、現場を確

の判断を覆すには、結局のところ「現状の屋根に瑕疵がある(強度に問題がある)」ことを明らかにする必要があると思われれます。

しかし、現状の屋根に瑕疵があることを示す資料は存在しません。日本建築検査協会株式会社による調査報告においても現状の屋根の強度に問題があることは明らかにされていません。

認した上で、現状の屋根に瑕疵はないという見解を出してきていますし、「補修後の台風で屋根が飛んでいない」という論拠も動かしたいところですが、**瑕疵担保責任**について、調停案に示された**裁判所の判断を覆すのは、著しく困難だと思われれます。**

2 完全履行請求について

調停案にあるとおり、屋根工事を含む増改築工事全体について竣工検査を終え工事完成に至った段階では、瑕疵担保責任だけが問題になると考えられています。

3 事故の原因について

調停案は事故の原因やかみ合わせに緩みが生じた原因は特定されていないという前提で考えられています。

他方で、日本建築検査株式会社による調査報告書も、事故原因について「(屋根材がめくれたことについて)明確な要因は不明」「すぐに復旧工事が行われたので原因究明が困難になった」としつつ、一定の推測を述べるものであるので、それによって事故原因

が明らかにされたと考えるのは難しいと思われれます。

なお、仮にモルタル不施工による段鼻の不陸が本件事故の原因であることが明らかになったとしても、今回の訴訟において請求が認められる金額は約85万円であり、調停案に示された解決金の金額に届かないこととなります。

4 結論

今回の裁判では、「現状の屋根に瑕疵がある(強度に問題がある)」といえない限り、裁判所の判断を大きく覆すことはできません。」

そして、裁判所は、これまでの議論を覆すような画期的な新証拠が提出されない限り、調停手続きにおいて示した見解を本裁判で変更することはありませぬ。

したがって、現状における長生村の対応としては「一定の解決金を受領して、被告に無償で一定の対策を取らせる」という今回の調停案を受け入れるのが合理的だと思われれます。(原文のまま掲載)

弁護士 房総法律
弁護士 向後 剛

夏の観光資源に赤信号

海水浴が終わり、一松海水浴場は台風の影響等によって砂浜の浸食状態は、悪化するばかりです。

また、観光地引き網も不調に終わり、このままでは、波乗り有料道路の無料化による観光客の誘致対策も今後、村にとっては通過点となってしまうのではないかと関係者は不安を募らせています。

自然環境と今後、どう向き合い、早急な検討と具体的な対策を県とも協議しながら、進めるのか大きな課題が残ることとなりました。



浸食が止まらない一松海水浴場

希望と不安が交差する

東北の復興現場

8/6 ~ 8/9

東日本大震災から4年5ヶ月経ちました。

被災地の多くの現状は、土を積んだ大型タンクが行き交い、更地だった住宅地には高さ10メートルの盛り土が施されています。

地域差はあれど、新しい住宅が姿を表し、転居してきた被災者の生活を見ることもできるようになり、ようやく復興の兆しが目に見えて実感することができました。

しかし、復興予算が大幅にカットされる期限も後1年と迫っています。このまま復興を進めるのか、あるいは方向転換をはかるべきか、被災者



43年ぶりに復活した 陸前高田市矢作町 灯籠七夕

も勇気ある決断が求められているのです。

時間がかかることはあっても、必ず復興にたどり着けることを信じて頑張ってもらいたいと思います。



石巻市 石ノ森章太郎記念館



南三陸町 防災庁舎の周辺は一変していた



復興への一筋の光「三陸鉄道」

お知らせ

「長生村少年の主張大会」

9月5日(土) 9時

長生村文化会館ホール

「上総十二社祭り」

13日(日)

金田 大宮南宮神社

神輿出立 12時

「議会定例会9月会議」

15日(火)

役場3階 議会議事堂

「敬老ながいき祭り」

21日(月) 13時30分

長生村文化会館

※「ご意見・ご感想を」

お聞かせ下さい。

弁護士による

無料法律相談

日時 9月26日(土)13時
場所 山口ひろゆき宅
電話・FAX 32-1590
*より良い解決のため、相談内容を事前にお知らせ下さい(留守番電話のときは、メッセージをお願いします)

編集後記

長い夏休みが終わった。大阪府寝屋川市立中学1年生の男女が行方不明になり、2人が遺体となって見つかる最悪の結末となった。子をもつ保護者の方も、何事もなく新学期を迎えられた我が子に安堵したことでしょう。

しかし残忍な犯人に怒りを覚えることはもちろんだが、子供だけの深夜の外出には危険がつきまとう。

犯罪に巻き込まれないよう保護者として、我が子の行動に責任と注意を払うことがいかに重要かを改めて考えさせられた。 M・T